

社会的養護経験者へのヒアリング結果

1 目的

子どもの最善の利益を確保するため、社会的養護の下で育った子ども等から、一時保護所や施設での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援制度や支援方法の在り方等について聴取し、児童福祉施策や児童相談所の業務に反映させる。

2 実施時期

令和 3 年 12 月 20 日～令和 4 年 1 月 30 日

3 対象者

児童養護施設または里親への措置、委託経験者 8 名（社会的養護自立支援事業を活用し施設に居住する者を含む。）

4 実施形式

対象者が指定する場所で札幌市児童相談所法務担当課長（弁護士）が直接聴取

5 ヒアリング結果

【総括】

○児童相談所との関わり

・児童相談所職員（一時保護所職員を含む）の関わり方については特に目立った意見はなかったが、一時保護所内でのルールに対する不満が挙げられた。

○施設生活や施設職員との関わり

・施設内では子どもの権利は守られ、職員・里親との関係も良好であり、一定の制約はあるものの概ね自由に生活できていると考えられる。

○権利擁護

・施設職員は、日常生活から進学・就職に関する進路相談まで、子どもに寄り添って親身に関わるなど、子どもとの信頼関係を構築していると考えられる。
・一方で、意見表明の機会について改善が必要な点も挙げられた。

○その他(自立支援など)

・施設を退所して一人暮らしすることに対する不安の声が挙げられたほか、措置解除後も意見交換や相談できる場の設置について求める意見があった。

※ 詳細については、非公開（児童福祉部会 委員限り）資料のとおり。